

令和7年(2025年)10月10日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部介護保険課

区を被控訴人とする控訴の提起について

1 事件名

損害賠償請求控訴事件

2 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

令和7年(2025年)2月13日 東京簡易裁判所に訴えの提起

21日 訴状送達

6月13日 東京簡易裁判所で棄却判決の言渡し

7月 1日 東京地方裁判所に控訴の提起

9月 5日 控訴状送達

4 事業の概要

本件は、控訴人が、介護保険に加入申込みをしていないにもかかわらず、被控訴人が控訴人の年金から介護保険料を徴収したと主張し、被控訴人に対し、104,998円の支払を求めたものである。

原判決は、被控訴人は損害賠償義務及び不当利得返還義務を負わないとして控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨

- (1) 被控訴人は控訴人に対し、金104,998円及びうち金92,400円に対する令和7年2月22日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は第一、第二審とも被控訴人の負担とする。